

施策4. 協働事業の実施

【現状と課題】

●協働事業の実施

第六次総合計画では、市と地域コミュニティとが一体となって地域づくりを進めていくものとしており、協働により取り組むべきテーマについて、一定の整理を行う必要があります。

【市の取組】

基本構想では、望ましいコミュニティの姿として、「地域の様々な問題や課題に自発的・主体的に取り組む、その解決をめざすコミュニティ」を掲げています。

コミュニティ運営協議会がこのような公共的な役割を果たせるよう、市としては、各地域の自主的な活動を支援するほか、市とコミュニティ運営協議会との協働により、共に地域における公共的な役割を果たすことを提案していきます。

市から協働による取組を提案する項目は、次のとおりとします。

なお、市が定める第六次総合計画の方向性と各コミュニティ運営協議会が策定した地域まちづくり計画に掲載されている事業において、取組の方向性が合致するものについては、市とコミュニティ運営協議会とで個別に協議を行いながら検討していくものとします。

（1）協働事業の実施

（ ）内は所管課

①防犯に関する取組（危機管理課）

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、各地域の自主活動として行われる防犯パトロールの実施について、青パトの貸し出し、のぼり旗の配布、情報提供などの支援を行います。

②防災に関する取組（危機管理課）

地域と連携して災害につよいまちづくりを目指し、災害時の防災活動や避難所の運営などについて協力を依頼します。

災害発生時の情報発信や地震や風水害等に対する普段の備えや、実際に災害が起きたときの対処法など、防災意識を高めるために防災について知識を持った職員を派遣して出前講座を実施するなどの支援を行います。

③交通安全の推進に向けた取組（危機管理課）

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、地域の自主活動として行われている小学生等の登下校時での交通指導などについて支援を行います。

④地域公共交通に関する取組（企画政策課）

地域コミュニティ毎の公共交通に係る実情を踏まえ、地域住民の交通利便性を高める取組について、市とコミュニティ運営協議会とで連携し検討を行います。

⑤健康づくりに向けた取組（健康推進課）

市民が「自分の健康は自分で守る」ことを意識し、主体的に実践できるよう、健康づくりに向けた取組について検討を行います。

コミュニティ運営協議会と協議のうえ、介護予防等の地域活動を推進できるよう、知識を持った職員や健康づくりサポーターを派遣するなどの支援を行います。

⑥子どもと子育て家庭にやさしい環境づくりの取組（子育て支援課、生涯学習課）

子どもと子育て家庭への支援策として、子どもや、子育て中の親子が集う地域の居場所づくりをすすめるため、コミュニティ運営協議会と協議のうえ、自治公民館、コミュニティセンター、学校などでの体験学習を伴う子どもの居場所づくりを推奨するとともに、地域からの相談に対する助言や知識を持った職員を派遣するなど活動への支援を行います。

⑦災害時における高齢者や障がい者等への支援の取組（生活福祉課）

災害時に何らかの手助けを必要とする高齢者、障がい者、妊産婦等を把握し、災害発生時等には必要な支援が受けられるよう、支援体制の確立を目指します。

コミュニティ運営協議会と協議のうえ、支援制度の周知や、日頃からの要援護者の状態の確認、声かけなどについての取組を支援します。

⑧高齢者にやさしいまちづくりの取組（高齢者支援課）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、高齢者を含めたすべての世代による住民参加の見守り活動や生活支援など、生活に身近な地域における支え合いの仕組みの確立について検討していきます。

地域の特色や実態に即した仕組みとなるよう、地域の社会資源を把握し、情報発信していくとともに、関係団体等と協議しながら、啓発のための学習会の開催や、認知症サポーターなどの人材育成を行っていきます。

⑨空き家対策に関する取組（建築課）

地域が困っている空き家の問題で地域独自で行う取組について、地域で連絡先を把握していない所有者に連絡を行うなど必要な支援を行います。

市内の空き家状況を把握するために、地域活動等を通じて把握している空き家情報の提供を依頼します。

⑩公園等をはじめとする公共施設の活用（維持管理課）

地域における身近な公共施設としての公園等で、草刈りや清掃等地域住民の主体的かつ自主的な活動について必要な支援を行います。

⑪地域美化活動の支援（環境課）

地域で実施する地域美化活動において、ゴミ袋の提供やゴミ収集車の手配等の支援を行います。

⑫農業用施設の維持管理の取組（農政課）

受益者2名以上となる農業用施設（農道や農業用水路・ため池など）の維持管理について、市として必要な支援に努めます。

⑬コミュニティ・スクールの推進（学校教育課、生涯学習課）

学校運営協議会へ地域の代表者に参画してもらい、地域とともにある学校づくりを進めます。また、コミュニティ・スクールの取組の一つとして、子どもたちの地域への貢献活動を推進します。

⑭文化やスポーツを通じた地域の交流活動の促進（文化・スポーツ振興課、文化財課）

コミュニティにおいて文化・スポーツの受け皿づくりを進め、地域の特色を活かした取組を検討していきます。

また、コミュニティ運営協議会と協議のうえ、歴史や文化、スポーツなどの各種活動の実践を支援するために、関係団体や人材の紹介などの支援を行います。

⑮人権尊重のまちづくりの推進に向けた取組

すべての市民が心豊かで、自分らしくいきいきと暮らせる人権尊重社会の実現に向けて、地域の実情に応じた人権啓発・教育等の取組を実施していきます。

コミュニティ運営協議会と協議のうえ、昭和56年から継続している人権問題市民懇談会をはじめ、人権に関する学習会や講座の開催等、必要に応じた支援を行います。